

平成26年度 福島県ふるさとふくしま帰還支援事業（県外避難者支援事業） (厚生労働省「地域コミュニティ復興支援事業」) 募集要領

1 概要

本事業は、厚生労働省の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）」により造成する福島県緊急雇用創出基金を活用して、県外に避難している福島県民が、避難先で安心して暮らし、最終的には本県に帰還できるよう、避難者支援団体等による避難先における避難者のニーズに応じた継続的な支援活動事業の実施に対し、支援するものです。

なお、本事業は、「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」中の「社会的包摂・「絆」再生事業」における「地域コミュニティ復興支援事業」にて実施することから、この要領に定めるもののほか、「セーフティネット支援対策等事業実施要綱（平成24年4月5日付け社援O405第3号厚生労働省社会・援護局長通知）」、「福島県緊急雇用創出基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）補助金交付要綱（平成25年3月25日付け24生福第5291号）」（以下「交付要綱」という。）及び「社会的包摂・「絆」再生事業実施要領（平成24年4月5日付け社援O405第3号厚生労働省社会・援護局長通知）」（以下「実施要領」という。）等を熟読の上、申請してください。

2 定義

（1）実施主体とは

事業計画の作成、実施、フォローアップ等を行う当事者であり、事業の執行に係る最終責任を持つ者を指します。

（2）避難者支援団体等とは

補助事業の趣旨に合致する活動を行う特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、任意団体、地縁組織、協同組合等の非営利組織であって、次に掲げる要件に適合することを条件とします。

- ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- イ 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。
- ウ 活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。
- エ 市民等が自発的・主体的な参画によって活動を行っていること。
- オ 資金及び活動面において自立のための支援を必要としていること。
- カ 情報開示がなされていること、又は補助事業の取組期間中に情報開示がなされる予定であること。

キ 繼続的に活動を行う団体等であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。

ク 定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること、又は補助事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。

(3) 協議体とは

実施主体の一つで、都道府県・市区町村と他の避難者支援団体等を構成員に含む実行委員会、会議、連合会等で、次に掲げる要件に適合する組織を指します。

ア 代表者が定められていること。

イ 補助事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること。

- ① 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- ② 協議体の意志決定方法
- ③ 協議体を解散した場合の地位の継承者
- ④ 協議体の事務処理及び会計処理の方法
- ⑤ その他協議体の運営に関して必要な事項

ウ 活動を行うための一連の手続について、複数の者が関与する等、事務手続に係る誤りや不正を未然に防止する体制が整備されていること。

(4) 関係者間の総合調整とは

本事業を円滑に実施するため、次に掲げる連絡会議の開催等により、関係者間の総合調整や、他の都道府県又は市町村等との連携を行う活動を指します。

ア 行政、社協、社会福祉法人又はNPO法人等の関係者による事業の実施方針の検討や情報交換等を行う会議の開催。

イ 都道府県と市町村との連携や市町村間の連携等、地方自治体間の連携のための会議の開催。

ウ 応急仮設住宅等の住民を含めた、各応急仮設住宅等における課題や、孤立防止の取組などの仮設住宅等間の情報交換や事業実施のための相互協力のための連絡会議の開催。

ア～ウに規定する会議の開催頻度については、必要に応じ適時開催としますが、最低でも申請者が所在する都道府県内の関係機関とは月1回程度、それ以外については、年2回程度とします。なお、諸事情によりその開催が困難な場合は、書面による報告を持ってこれに代えることとします。

3 事業の採択要件

下記の全てを満たす事業とします。

(1) 県外避難者の生活安定化及び本県への帰還に向けて行われる、東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を行うため、次に掲げる事業の全部又は一部を組み合わせて一体的に実施するものとする。

ただし、ウの事業は必ず実施するものとし、加えて、ア又はイのいずれかの事業を必ず実施するものとする。

ア 地域の支援体制の構築を行う事業

イ 被災者のニーズ把握及び孤立防止のための支援を行う事業

ウ 関係者間の総合調整を行う事業

エ その他、地域コミュニティの復興に資する事業

(2) 継続して実施される事業であること。

なお、「継続して実施」とは、補助対象期間内に3回以上事業（内部打合せを除く）を実施することを指します。

(3) 次のいずれかが実施主体となる事業であること。

ア 県外の避難者支援団体等

（都道府県又は市区町村の確認書の添付を条件とする。）

イ 都道府県又は市区町村及び避難者支援団体を構成員に含む県外の協議体

(4) 避難者のニーズに対応した事業であること。

なお、事業実施に当たっては、実績報告の際、参加者から事業内容等についてのアンケート等を基にした事業評価を併せて提出することを必須とする。

(5) 関係者間の総合調整を行う事業であること。

(6) 福島県の他の補助制度により、当該事業の経費の一部が、補助されていない事業であること。

なお、同一の実施主体による申請は1事業とする。

また、同一の事業に対して、事業実施期間を分ける等して、複数の実施主体が申請することはできないものとする。

(7) 5に記載する補助の対象となる経費が、500千円以上であること。

（ただし、下記8（3）イの場合を除く。）

(8) 事業のほとんどを外部に委託する事業でないこと。

(9) 参加者に自己負担を求める事業であること（なお、必須項目ではないので、詳細については、Q&Aの問11を参照すること）。

(10) 支援対象の避難者が、避難先の地域住民や福島県民、福島県内の避難者、福島県に帰還した者などと交流を図る事業を盛り込むこと。

- (11) 福島県からの避難者が従事している事業であること。
(12) 支援の対象となる避難者が、10人以上の事業であること。

4 事業の実施期間

平成26年6月1日から平成27年3月31日まで

なお、上記の事業実施期間以外に支出した経費については、補助金の対象とはなりません。

5 補助の対象となる経費

事業の実施に直接必要となる次の経費とします。

経費区分	内容
1 人件費	報酬、給与及び賃金等
2 共済費	報酬、給与及び賃金等に係る社会保険料
3 報償費	講師謝金等
4 旅費	旅行に要する経費
5 需用費	消耗品、食糧費、燃料費、印刷製本費等
6 役務費	通信運搬費、広告料、振込手数料、保険料等
7 委託料	外部への業務の一部委託に要する費用
8 使用料賃借料	借上料、会場使用料、高速道路通行料等

注 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはなりません。

- (1) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- (2) 人件費の総額が、補助対象経費の2分の1を超える場合、その超える部分の人件費。また、特定の一個人の人件費の総額が、補助対象経費の5分の1を超える場合、その超える部分の人件費
- (3) 交流会参加者に対する交通費支給等、事業対象者に対する補助的な経費
- (4) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (5) 10万円以上の備品の購入に係る経費
- (6) 物販を行う場合、商品の仕入れに係る経費
- (7) 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
- (8) 飲食費等が補助対象経費の1割を超える場合、その超える部分の飲食費等
- (9) 打合せ会議等に要する飲食費
- (10) 敷金等の後日返金される経費

6 補助金額等

(1) 補助金額

1 事業ごとの上限額は、100万円とします。

(2) 補助率

10/10以内で、知事が必要と認めた額とします。

(3) 補助事業の件数

予算の範囲内での採択件数となります。

7 申請方法等

(1) 申請者

次の実施主体が申請してください。

ア 県外の避難者支援団体等

(都道府県又は市区町村の確認書の添付を条件とする。)

注意

都道府県又は市区町村において、確認書を発行するには、一定の期間がかかります。

申請を検討している団体にあっては、事前に確認書発行を依頼する自治体に提出期限等について必ず問い合わせ、余裕のある日程を持って依頼してください。

イ 都道府県又は市区町村及び避難者支援団体を構成員に含む県外の協議体

(2) 申請書類

ア 補助金交付申請書（第1号様式）

○交付要綱で規定する『福島県緊急雇用創出基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）補助金交付申請書』

○申請書付属様式（補助金所要額調書（第1号様式別紙1））

イ 団体概要書

ウ 避難者支援団体等が単独あるいは避難者支援団体等同士で連携して申請する場合にあっては、都道府県又は市区町村の確認書

エ 添付書類

実施主体となる避難者支援団体等の下記書類

（協議体の場合は、構成する団体全て）

①定款・規約・会則等 ②役員名簿 ③事業計画書 ④収支予算書

オ 協議体にあっては、協議体の規約等

カ 申請書類チェックシート

キ その他参考資料

※ ア～エ（③・④）及びカは、下記の福島県避難者支援課ホームページから様式をダウンロードしてください。

【アドレス】

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/poc_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=31714

（3）提出部数

2部（原本1部と写し1部）

（4）申請方法

下記へ直接持参又は郵送により提出してください。

【申請先】

〒960-8043

福島県福島市中町8番2号 福島県生活環境部避難者支援課

（電話：024-523-4157 FAX：024-523-4260）

（5）申請期限

平成26年4月18日（金）17時15分（郵送の場合は当日消印有効）

（6）その他

申請に係る経費は、全て申請者の負担となります。また、提出された申請書類は返却しません。

8 審査

（1）審査

運営委員会での選定を経て、知事が事業を採択します。

なお、必要に応じ、資料の追加提出やヒアリング等を求める場合があります。

（2）審査基準

審査基準は次のとおりです。

項目	視点
公益性・公共性	特定の避難者に対する支援となっていないか、事業の必要性が避難者のニーズに合っているか、など
実現性・計画性	事業内容に計画性があるか、予算計画・内容が適切であるか、事業の実施体制が整っているか、など
継続性・自立性	今後の事業計画・事業を継続するための工夫や団体が自立するための取組があるか、など
事業効果・有効性	費用に対しての効果、他の避難者支援活動への波及性があるか、など

(3) その他

- ア 実施方法・金額等に条件を付して、事業を採択する場合があります。
また、一部減額して採択する場合や不採択とする場合があります。
- イ 一部減額する場合は、申請者に対して、事業実施の意思を確認し、継続の意
思がある場合は、収支予算書等の必要書類を再提出した上で採択します。
また、辞退する場合は、辞退届を提出してください。
なお、詳細については、申請者に対して別途お知らせします。

9 事業の実施

(1) 事業の実施

事業の採択を受けた実施主体は、事業計画に沿って事業を実施してください。
事業計画に沿わない事業の支出については、補助の対象外となります。

(2) 事業の変更・中止

実施主体は、やむを得ない理由により、事業内容の変更を要する場合もしくは
事業の継続が困難な場合は、速やかに福島県緊急雇用創出基金事業（住まい対策
拡充等支援事業分）変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を、7（4）
の申請先に提出し、承認を受けてください。

(3) 概算払い

希望する場合は、補助金交付決定金額の75%までをお支払いします。
詳細については、補助金交付決定後に別途お知らせします。

(4) 事業の終了

実施主体は、事業終了後30日以内又は平成27年3月31日（火）のいず
れか早い日までに、実績報告書等を提出してください。

(5) 補助金の額の確定・精算

県は、(4)の実績報告書等を受領したときは、その内容を審査し、交付すべき
補助金の額を確定します。概算払いを交付している場合は、その精算を行います。

(6) 状況報告

必要に応じて状況報告を求める場合、業務の処理状況、領収書及び出納簿等の
確認及び現地調査を行う場合があります。

10 その他

事業の採択結果、事業計画書、収支予算書、実施状況及び実績報告書等につい
ては、ホームページへの掲載や報道機関への情報提供等により広く公開します。

【実施スケジュール】

項目	日時・内容
募集期間	平成26年3月24日(月)～平成26年4月18日(金)
選考	4月下旬～5月下旬
補助金交付決定	5月下旬
実績報告	事業完了後30日以内 又は平成27年3月31日(火)のいずれか早い日

【問い合わせ先】

福島県生活環境部避難者支援課

〒960-8043 福島市中町8番2号

電話 024-523-4157

FAX 024-523-4260

E-mail hinanshashien@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ [福島県 避難者支援課トップページ](#)



ふくしまから
はじめよう。
Future From Fukushima.

福島県ふるさとふくしま帰還支援事業（県外避難者支援事業）
(厚生労働省「地域コミュニティ復興支援事業」)に関するQ & A
【平成26年度募集】

平成26年3月
福島県避難者支援課

問1

募集要領「3 事業の採択要件（1）」で記載する下記事業の詳細を教えて欲しい。

- ア 地域の支援体制の構築を行う事業
- イ 被災者のニーズ把握及び孤立防止のための支援を行う事業
- ウ 関係者間の総合調整を行う事業
- エ その他、地域コミュニティの復興に資する事業

（答）

ア 地域の支援体制の構築を行う事業

次に掲げるような連携体制の構築、人材養成等を行うための取組を言う。

（ア）地域の見守り体制の構築・調整やボランティアの受け入れ調整、自治会活動の支援等の実施。

（イ）（ア）の取組を中心的に担う人材の養成。

（ウ）民間事業者等と連携した見守り体制の構築。

（エ）その他、地域の支援体制の構築に資する取組の実施。

イ 被災者のニーズ把握及び孤立防止のための支援を行う事業

次に掲げるような住民等の生活実態を把握し、地域で孤立する恐れがある者に対して、それぞれの抱える問題に応じたサービス提供を行う取組を言う。

（ア）巡回訪問による声かけにより住民の孤立感の緩和を行うとともに、生活状況や課題等の把握を実施。

（イ）公民館や空き店舗等を活用した交流の場の提供。

（ウ）様々な分野の専門家を配置し、生活に関する総合的な相談窓口の設置。

（エ）住民一人一人に支援者が寄り添い、生活再建のための個別支援を実施。

（オ）その他、住民のニーズ把握や孤立防止のための支援を行う取組の実施。

ウ 関係者間の総合調整を行う事業

本事業を円滑に実施するための関係者間の総合調整や、他の都道府県又は市町村等との連携を言う。なお、詳細については、募集要領2（4）に記載。

エ その他、地域コミュニティの復興に資する事業

アからウまでの事業の他、つながりの場の設定のためのイベントの開催や自治会の立ち上げ支援等、地域コミュニティの再構築に資する取組を言う。

問2

「公民館や空き店舗等を活用した交流の場の提供」について、どのようなものが補助対象となるのか。

(答)

交流場所の借上げ料に加え、手すり、スロープの設置に要する費用や、各種活動に必要な経費、支援する者的人件費、利用者に提供する簡単な飲食の提供などの経費が考えられる。

問3

「総合的な相談窓口の設置」について、どのような専門家の配置が考えられるのか。

(答)

幅広い福祉的相談に対応可能な、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員等の他、必要に応じて、保健医療に関する相談に対応するための、医師、看護師や保健師、法律問題に対応するための弁護士等を配置することが考えられる。

問4

「総合的な相談窓口の設置」について、常に窓口に専門家を配置する必要があるのか。

(答)

複数名の専門家を配置することが望ましいが、事業所の開所時間帯を通じ少なくとも1名は有資格者や実務経験の豊かな者の配置に努めることとする。ただし、必ずしも常勤職員を配置する必要はない。

問5

「生活再建のための個別支援」について、具体的にどのような支援が考えられるのか。

(答)

例えば、震災の影響で離職してしまった者に対しては、自立のための再就職を支援したり、介護や教育等、相談者の課題を的確に把握し、個々個別に寄り添った支援を行うことが考えられる。

問6

「その他、地域コミュニティの復興に資する事業」について、以下のような事業は対象となるのか。

- (1) 買い物支援のための移動販売事業。
- (2) バスを借り上げての病院やスーパーなどへの巡回事業。
- (3) 休日を利用した子ども向け保養事業。
- (4) 一時帰宅のためのバス運行事業。

(答)

- (1) について、例えば、地域住民の交流スペースとして創設した場所に、移動販売車を定期的に訪問させることを要するガソリン代等、地域コミュニティの復興支援となるのであれば対象となる。
- (2) について、交通手段がない地域、著しく少ない地域に巡回バスを走らせるごとによって、その地域のコミュニティが活性化され、コミュニティが再構築されることが見込まれるような場合には対象となる。
- (3) について、例えば、避難先及び避難元の子どもを一同に集めて交流させ、将来、避難先の子どもが福島県に戻った際、スムーズに順応できるようにするなど、地域コミュニティの復興支援につながるのであれば対象となる。
- (4) について、単に一時帰宅を行うための事業であれば対象とならないが、一時帰宅した際に、仮設住宅を訪問して行う避難者同士の交流の場の提供、地元住民と共同して行う既に帰還した人たちとの交流の場の提供など、地域コミュニティの復興支援につながるのであれば対象となる。

なお、個人に対する帰宅旅費の支給は、補助的な経費となるため、対象外となる。

問7

募集要領「3 事業の採択要件（1）」で記載するア～エの事業については、ウの事業は必ず実施、ア又はイのいずれかの事業を必ず実施との要件が付いているが、ある団体においては、既に他自治体の補助金や委託事業で、イの事業を行っている。今回、ウ及びエの事業で当該補助金の申請を行った場合、団体からすれば、イ、ウ及びエの事業を実施することとなるため、上記要件を満たすと考えてよいか。

(答)

上記要件については、当該補助金で実施することを前提としているため、満たすとは考えられない。この場合、ア又はイの事業を追加実施する計画で申請願いたい。

問8

募集要領「3 事業の採択要件（1）」で記載するア～エの事業について、既に実施している事業は、申請の対象となるのか。

（答）

対象となるが、当該補助事業の対象期間は、平成26年6月1日から平成27年3月31日までとなるので、申請に当たっては注意願いたい。

問9

募集要領「2 定義（4）ウ」で記載する『応急仮設住宅等』には、民間借上住宅を始め、公営住宅や個人宅等も入ると考えてよいか。

（答）

お見込みのとおりです。

問10

募集要領「3 事業の採択要件（12）」で記載する『支援の対象となる避難者』とは、延べ人数と考えてよいか。

（答）

原則として、同一の避難者は1人として計上する（同一の避難者に対して、事業を複数回行うことが明らかな事業も同様）。

ただし、交流会（サロン）や相談会など、不特定多数の避難者が参加することが想定される事業は、人数の把握が困難であることから、例外として延べ人数とする。

問11

募集要領「3 事業の採択要件（9）」で記載する『参加者に自己負担を求める』について。

（1）参加料の設定を求める趣旨は何か。

（2）参加料を設定する場合、その金額をいくらに設定すればよいのか。

（答）

申請者の今後の事業継続を可能にするための取組の一環として求めるものであり、可能であるならば、設定していただきたい。

金額については、事業実施者において、実施する事業の趣旨や参加者の経済的状況等を勘案し、対象となる避難者にとって、無理のない金額を設定とすること。

なお、参加型のイベント以外の事業（例：見守り支援、相談受付）など、その性質上、参加料を設定することが馴染まないものについては、参加料を設定しなくても差し支えない。

福島県ふるさとふくしま帰還支援事業（県外避難者支援事業）

（厚生労働省「地域コミュニティ復興支援事業」）

申請チェックシート

申請者名 _____

* 申請書類とあわせて、このチェックシートを必ず付けてください。

(該当する□にチェックを入れること。)

1 申請書類について

- 下記書類を、原本1部・写し1部提出しているか。
 - 補助金交付申請書（第1号様式）
交付要綱で規定する『福島県緊急雇用創出基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）補助金交付申請書』を提出すること。
なお、申請書付属様式（補助金所要額調書（別紙1））も忘れず提出すること。
 - 団体概要書（実施要領付属様式）
 - 避難者支援団体等が単独あるいは避難者支援団体等同士で連携して申請する場合にあっては、都道府県又は市区町村の確認書（実施要領付属様式）
 - 実施主体となる避難者支援団体等の下記書類（協議体の場合、構成する団体全て）
 - 定款・規約・会則等（任意様式）
 - 役員名簿（任意様式）
 - 平成26年度事業計画書（実施要領付属様式）
 - 平成26年度收支予算書（実施要領付属様式）
 - 協議体にあっては、募集要領2（3）を定めた規約等（任意様式）
 - 申請書類チェックシート（本様式）
 - その他参考資料（ある場合のみ。任意様式。）

【裏面に続く】

2 申請事業について

県外避難者の生活安定化及び本県への帰還に向けて行われる、東日本大震災等の影響により弱体化した、地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れがある者に対する支援のため行う、次に掲げる事業のうち、ウの事業を必ず実施し、加えて、ア又はイのいずれかの事業を必ず実施するものであるか

ア 地域の支援体制の構築を行う事業

イ 被災者のニーズ把握及び孤立防止のための支援を行う事業

ウ 関係者間の総合調整を行う事業

エ その他、地域コミュニティの復興に資する事業

*エについては、本事業の必須要件ではないが、ア～ウと併せて申請可能。

継続して実施される事業であるか。

なお、「継続して実施」とは、補助対象期間内に3回以上事業（内部打合せを除く）を実施することを指す。

次のいずれかが、実施主体となる事業であるか。

ア 県外の避難者支援団体等

(都道府県又は市区町村の確認書の添付を条件とする。)

イ 都道府県又は市区町村及び避難者支援団体を構成員に含む県外の協議体

福島県の他の補助制度により、当該事業の経費の一部が補助されていないか。

1団体1事業のみの申請となっているか。また、同一の事業に対して、事業実施期間を分ける等して、複数の実施主体が申請していないか。

申請金額が1,000千円以内、かつ、募集要領5で記載する補助対象経費が500千円以上であるか。

事業実施期間が、平成26年6月1日～平成27年3月31日の間となっているか。

*上記の事業実施期間以外に支出した経費については、補助金の対象外。

申請経費に募集要領5で記載する補助対象外経費が計上されていないか。

事業のほとんどを外部に委託する事業でないか。

参加者に自己負担を求める事業であるか。

(なお、必須項目ではないので、詳細については、Q&Aの問11を参照すること)。

支援対象の避難者が、避難先の地域住民や福島県民、福島県内の避難者、福島県に帰還した者などと交流を図る事業を盛り込んでいるか。

福島県からの避難者が従事している事業であるか。

支援の対象となる避難者が、10人以上の事業であるか。

福島県緊急雇用創出基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業分）により造成する福島県緊急雇用創出基金を活用して、求職中の貧困・困窮者等に対して、生活、就労、住宅等の必要な支援を行うための事業を実施する市町村（以下「事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象及び補助額）

第2条 補助金は、事業者が次の事業を行う場合に要する経費のうち、別表に定める経費について、事業者に対して補助するものとし、その額は、事業の合計実支出額から寄付金その他の収入を控除した額と、知事が必要と認めた額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、補助の対象年度は平成25年度限りとするが、(1)の事業については、平成25年度中に実施主体が支給決定した者のうち、平成26年度に渡り支給する者がいる場合に限り、平成26年6月末まで実施期限を延長することができる。

(1) 住宅支援給付事業

「住宅手当緊急特別事業の実施について」（平成21年7月9日社援発0709第7号 厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、市が実施する住宅支援給付事業。

(2) 社会的包摶・「絆」再生事業

「セーフティネット支援対策事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「セーフティネット支援対策事業実施要綱」の別添17に基づき、市町村（地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条3項に規定する広域連合を含む。）が実施する以下の事業。

ア ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業

イ 地域コミュニティ復興支援事業

ただし、別添17の第3の1の(5)に掲げるNPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業及び第3の2に掲げる地域コミュニティ復興支援事業に限っては、知事が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他知事が適当と認める団体（以下「NPO等民間支援団体」という。）も含むとする。

(3) 生活保護受給者就労支援事業

市が実施する生活保護受給者の就労に関する支援を行う事業

（申請書の様式等）

第3条 規則第4条第1項の申請書は、福島県緊急雇用創出基金事業（住まい対策拡充等

支援事業分) 補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 福島県緊急雇用創出基金事業(住まい対策拡充等支援事業分)補助金所要額調書
- (2) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表に定める区分毎の補助対象経費総額の20%以内の変更とする。

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこと。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付せることがあること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 事業者が(1)から(4)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付せることがあること。
- (6) 事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項により知事の承認を受けようとする場合は、福島県緊急雇用創出基金事業(住まい対策拡充等支援事業分)変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げができる期日)

第6条 規則第8条第1項の別に定める期日は、事業者が補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の

方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県緊急雇用創出基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（完了報告）

第8条 事業者は、事業が完了したときは、速やかに福島県緊急雇用創出基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）完了報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県緊急雇用創出基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は平成26年3月31日（ただし、補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、平成26年4月10日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 福島県緊急雇用創出基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）補助金精算書
- (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
- (3) 事業に係る支出をしたことが明らかな書類（支出命令書等）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の請求）

第10条 補助金交付の決定の通知を受けた事業者は、補助事業が完了した場合は、福島県緊急雇用創出基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）補助金交付請求書（第5号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

（財産の処分の制限）

第11条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、事業により取得し又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とし、処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでとする。

（会計帳簿等の整備等）

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならぬ。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第13条 NPO等民間支援団体は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 NPO等民間支援団体は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 NPO等民間支援団体は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年11月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定について、平成24年度の補助金から適用する。

セーフティネット支援対策等事業実施要綱

1 目的

地方自治体が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市区町村、社会福祉協議会（以下「社協」という。）等、各事業の実施要領による。

3 事業の種類

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1)～(3)、(5)省略

(4) 社会的包摶・「絆」再生事業

ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等を特定非営利活動法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活が営めるよう支援する事業及び、コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる社会的包摶の仕組みを取り入れ、地域コミュニティの復興を図る事業。

4 事業の実施

各事業の実施は次によること。

(1)～(3)、(5)省略

(4) 社会的包摶・「絆」再生事業実施要領（別添17）

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

社会的包摶・「糸」再生事業実施要領

第1 目的

本事業は、ホームレス又は現に失業状態又は日雇労働等の不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所、終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住関係にある者（以下「ホームレス等」という。）、あるいは地域で孤立した生活を営む者であり、かつ、支援がなければ路上生活等に陥るおそれのある者（ニート、ひきこもり、刑務所出所者、各種制度の隙間にいる者など。以下「生活困窮者」という。）に対して、本要領第3の1に掲げる巡回相談、宿所の提供、生活指導等に係る事業をNPO法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に行うことにより、これらの者が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

また、コミュニティが弱体化した地域において、高齢者、障害者、離職を余儀なくされた若年層等声を出しにくい者に配慮した、誰もが参加できる社会的包摶の仕組みを取り入れ、地域コミュニティの復興を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市区町村（地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む）とする。ただし、次の第3の1（5）に掲げるNPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業及び第3の2に掲げる地域コミュニティ復興支援事業に限っては、都道府県知事が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、NPO法人、公益法人、その他都道府県知事が適當と認める団体（以下「NPO等民間支援団体」という。）も実施主体に含めるものとする。

また、都道府県又は市区町村は次の第3の1（2）に掲げるホームレス自立支援事業における利用対象者及びサービス内容の決定を除き、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、NPO法人等に委託して実施することができる。

なお、都道府県は各実施主体が行う事業内容等を審査し、本事業の進捗管理を適切に行うとともに、本事業に係る緊急雇用創出事業臨時特例基金の適切な執行に努めるものとする。

第3 事業

1 省略

2 地域コミュニティ復興支援事業

（1）事業内容

本事業は、東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行うため、次に掲げる事業の全部又は一部を組み合わせて一体的に実施するものとする。

ただし、ウの事業は必ず実施するものとし、加えてア又はイのいずれかの事業を必ず実施するものとする。

ア 地域の支援体制の構築を行う事業

民間事業者等との連携体制の構築、人材養成等を行うため、次に掲げる取組を選択して実施し、本事業の実施体制を構築する。

(ア) 地域の見守り体制の構築・調整やボランティアの受け入れ調整、自治会活動の支援等の実施。

(イ) (ア) の取組を中心的に担う人材の養成。

(ウ) 民間事業者等と連携した見守り体制の構築。

(エ) その他、地域の支援体制の構築に資する取組の実施。

イ 被災者のニーズ把握及び孤立防止のための支援を行う事業

住民等の生活実態を把握し、地域で孤立する恐れがある者に対して、それぞれの抱える問題に応じたサービス提供を行うため、次に掲げる取組を選択して実施する。

(ア) 巡回訪問による声かけにより住民の孤立感の緩和を行うとともに、生活状況や課題等の把握を実施。

(イ) 公民館や空き店舗等を活用した交流の場の提供。

(ウ) 様々な分野の専門家を配置し、生活に関する総合的な相談窓口の設置。

(エ) 住民一人一人に支援者が寄り添い、生活再建のための個別支援を実施。

(オ) その他、住民のニーズ把握や孤立防止のための支援を行う取組の実施。

ウ 関係者間の総合調整を行う事業

本事業を円滑に実施するため、次に掲げる連絡会議の開催等により、関係者間の総合調整や、他の都道府県又は市町村等との連携を行う。

(ア) 行政、社協、社会福祉法人又はN P O 法人等の関係者による事業の実施方針の検討や情報交換等を行う会議の開催。

(イ) 都道府県と市町村との連携や市町村間の連携等、地方自治体間の連携のための会議の開催。

(ウ) 応急仮設住宅の住民を含めた連絡会議の開催。

エ その他、地域コミュニティの復興に資する事業

アからウまでの事業の他、つながりの場の設定のためのイベントの開

催や自治会の立ち上げ支援等、地域コミュニティの再構築に資する取組を実施する。

(2) 職員の配置

実施主体は、本事業を実施するに当たって、必要な実務経験や専門的知識を有する者を配置すること。

(3) 実施上の留意事項

ア 関係者・関係機関等との連携・協力

本事業の実施に当たっては、社協、民生委員・児童委員、ボランティア団体、各職能団体、関係相談機関、民間企業等と十分な連携・協力をを行うことにより効果的な事業の実施に努めること。

イ 個人情報の取扱い

本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、関係者間での個人情報の共有にできる限り努めると同時に、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、職員等に対して厳しく周知徹底を図る等の対策を行うこと。

ウ 補助対象経費について

経費については、事業の実施に係る給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費、使用料、賃借料、役務費、委託料、備品購入費を補助対象とし、各経費の単価については、社会通念上相応の単価を用いること。